

蔵王町 子ども・子育て支援 事業計画



✿ 子どもを生み育てることを喜び、悩みを共に分かち合い、支えあえる町✿



平成27年3月

蔵王町



はじめに

子どもを生み育てることを喜び、
悩みを共に分かち合い、
支えあえる町

蔵王町は、東北の秀峰蔵王連邦に抱かれ、緑豊かな大地と松川をはじめとした数多くの清流の恵みの中で、農業と観光の町として発展し、住民の福祉向上に努めてきました。

本町では、第4次蔵王町長期総合計画の目指す姿である子どもを安心して産み育てられる環境づくりの実現を目指し、様々な施策を推進してきました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」にもとづく、子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援のニーズを反映した施策に取り組むために、平成27年度から5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

これを機に、子育て家庭の子どもを生み育てることの喜びや悩みを地域において分かち合い、支えあっていける町づくりを一層進めてまいります。

本事業計画の策定に際し、子ども・子育て会議の委員の皆様から貴重なご意見をいただきました。また、ニーズ調査などで、ご協力、ご意見をいただきました多くの住民の方々を始め関係者の方々に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

平成27年3月

蔵王町長 村上英人

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の期間.....	4
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の策定体制	5
第2章 子どもを取り巻く現状と課題	7
1. 蔵王町の概要	9
2. 人口等の状況.....	10
3. 幼児の健診受診状況	13
4. 子育て環境の状況.....	14
5. 教育環境の状況	16
6. 次世代育成支援行動計画（後期）の評価	20
7. 蔵王町の子ども・子育て支援の課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	29
2. 次世代育成支援の基本目標	30
第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	33
1. 児童人口の推計	35
2. 学校教育・保育提供区域.....	35
3. 学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期.....	36
4. 学校教育・保育の一体的提供と推進体制	39
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期.....	40
6. 放課後子ども総合プランの推進について	48
第5章 分野別施策の展開.....	49
1. 施策体系	51
2. <基本目標1>地域における子育て支援の充実	52
3. <基本目標2>乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進	56
4. <基本目標3>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	58
5. <基本目標4>子どもの人権擁護と安全・安心の確保	60
第6章 計画の推進体制	63
1. 計画の推進に向けて	65
2. 計画の進捗管理・評価について	66

資料編.....	67
1. 子ども・子育て会議設置条例	69
2. 子ども・子育て会議委員名簿	71
3. 計画策定の経過	72

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国においては平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を策定し、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策（次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備）を推進してきました。

その後も平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援の再構築」を「車の両輪」として進めてきました。

こうした「子育て家庭を社会全体で支援」するという考え方によって子育て支援が実施されてきましたが、その間にも少子化の進行や未婚・晩婚化の進行はとどまりませんでした。

これを受け、「社会全体で子ども・子育てを支援」するという考え方に基づき、平成22年1月には今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」を策定し、「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という2つの基本的考え方に基づき、「子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ」「妊娠・出産・子育ての希望が実現できる社会へ」「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ」「男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ」を目指すべき社会への政策4本柱として、施策を推進してきました。

さらに、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定となっています。

この「子ども・子育て支援新制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

本町では、平成22年3月に「蔵王町次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、『子どもを生み育てるに喜びや悩みを共に分かち合い、支えあえるまち』を基本理念として各種子育て支援施策を推進してきましたが、平成26年度をもって計画期間を終了することと併せて、「子ども・子育て支援新制度」への対応を主としつつ、町民ニーズへのさらなる対応や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた地域や社会全体での取組の推進を目指し、新たに「蔵王町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の期間

本計画は5年を1期とし、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、中間年(平成29年度)を目安として計画の見直しを行うものとします。

平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
蔵王町 次世代育成 支援行動計画 (後期)			蔵王町子ども・子育て支援事業計画			次期計画
見直し		見直し	見直し		見直し	

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長(平成37年3月31日まで)されたことから、「蔵王町次世代育成支援行動計画(後期)」の内容を継承し、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」にも位置付けるとともに、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」の内容も含む計画とします。

さらに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性を示したものです。

宮城県の策定する「みやぎ子ども・子育て幸福計画」(仮称)や上位計画である「第四次蔵王町長期総合計画」や子どもの福祉・教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画を目指すものです。

【子ども・子育て支援法(抜粋)】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

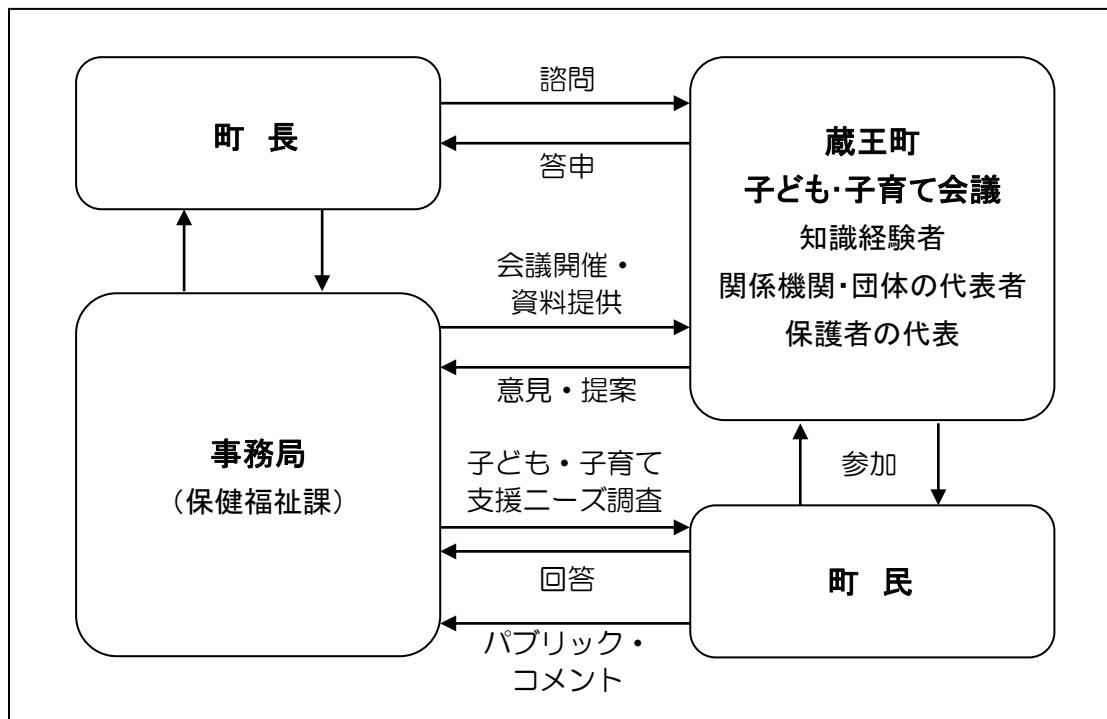
【次世代育成支援対策推進法(抜粋)】

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、検討機関として町民や関係機関の代表により構成する「蔵王町子ども・子育て会議」を設置し、保健福祉課を事務局として計画の検討を行いました。



第2章 子どもを取り巻く現状と課題

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1. 蔵王町の概要

蔵王町は昭和30年、宮村と円田村が合併して誕生しました。東北の靈峰蔵王連峰の東麓、宮城県の南西部に位置し、町域の約5割が山林・原野で占めています。町の中央を松川が貫流し美しい渓谷の景観を作り出しています。蔵王連峰に連なる高原地帯には貴重な野鳥などが生息し、天然の自然の宝庫となっています。

町の東部は良好な水田地帯となっており、丘陵地を利用した果樹栽培も県下一の生産量を誇っています。また高原育ちの新鮮な牛乳から作られるチーズなどの乳製品は、品質の良さから全国的に人気が高く好評を得ています。

観光面でも県内有数の名湯遠刈田温泉を有し、毎年数多くの観光客や湯治客が訪れています。東北自動車道の開通や東北新幹線の運行開始など広域交通高速網の整備に伴い、町は高付加価値産業の振興を積極的に進め、新時代へ向けた発展の機を迎えていました。

■地勢

蔵王町は、宮城県の南西部に位置し、東は村田町、西は蔵王連峰を境に山形県、南は白石市、北は川崎町に接しています。海拔の最高は西端の屏風岳で1,825m、最低は東南部の松川と白石川の合流点で20m。町面積は152.85km²で約60%は山林原野ですが、その割に耕地面積が広く、果樹生産では県下一の生産量を誇っています。一方西部は蔵王国定公園に含まれ、遠刈田温泉などが蔵王観光の基地となっています。

■町民憲章

秀峰蔵王にはぐくまれる私たち蔵王町民は、

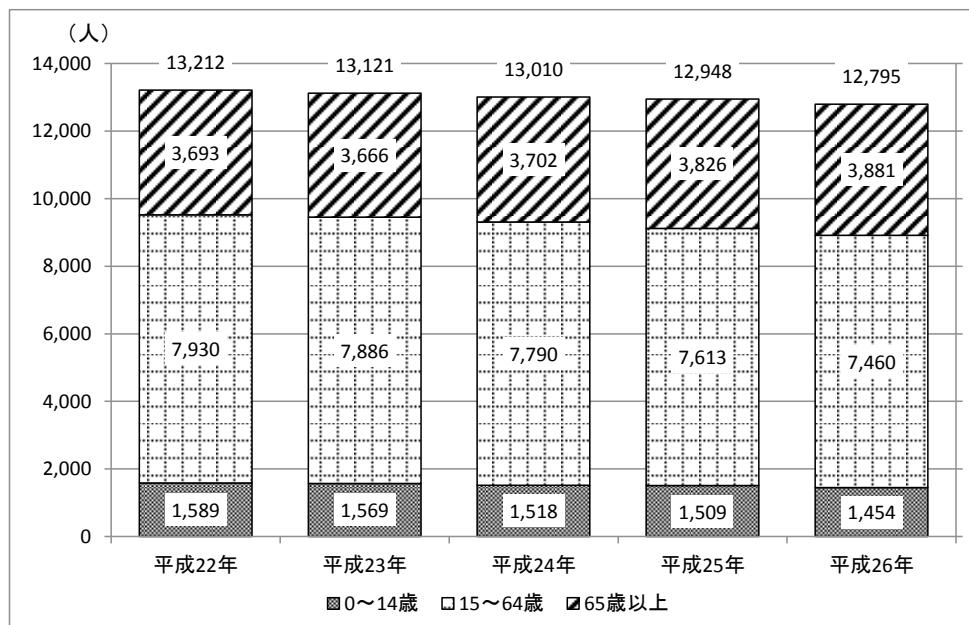
- 一、自然を愛し、健康で明るい家庭をつくります。
- 一、伝統を守り、知識を深め文化の向上に努めます。
- 一、隣人と親しみ、礼儀を重んじ美しい心を育てます。
- 一、勤労を尊び、進んで社会に奉仕します。
- 一、力を合わせ環境を整え、豊かで住みよい郷土をつくります。

2. 人口等の状況

(1) 人口の推移

総人口の推移をみると、年々わずかに減少を続けており、平成26年の総人口は12,795人となっています。

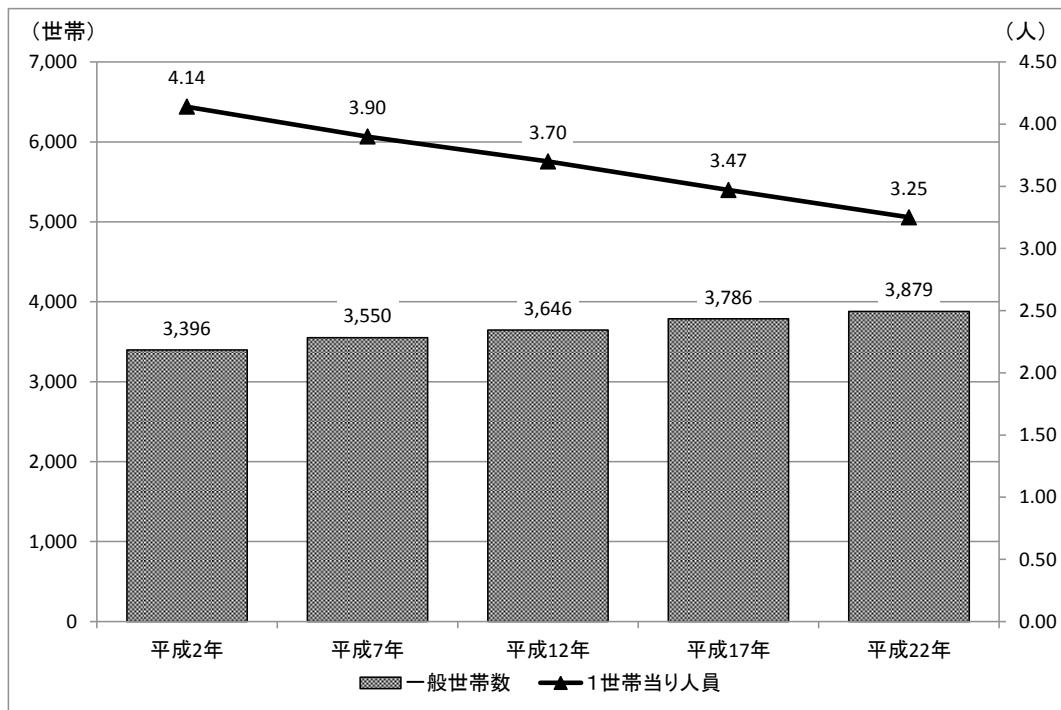
年齢3区分別でみると、「0～14歳」と「15～64歳」は減少傾向がみられますが「65歳以上」は増加傾向がみられ、少子高齢化が進行しています。



資料:住民基本台帳および外国人登録(各年3月31日現在)

(2) 世帯数の推移

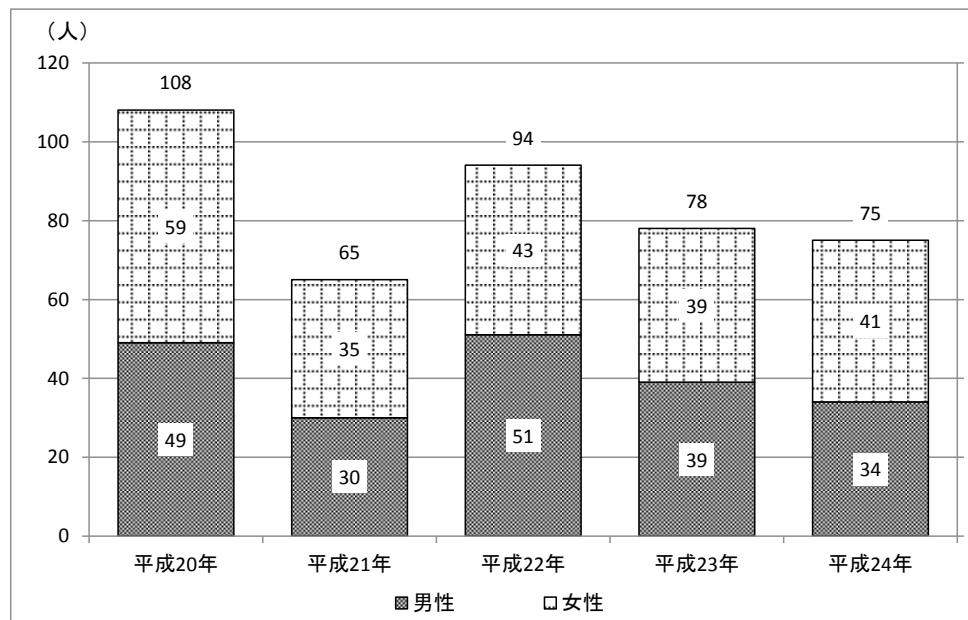
世帯数の推移をみると、徐々に増加を続けており、平成22年は3,879世帯となっています。世帯数の増加にともない1世帯当たり人員は減少を続けており、平成22年は3.25人となっています。



資料:国勢調査

(3) 出生数の推移

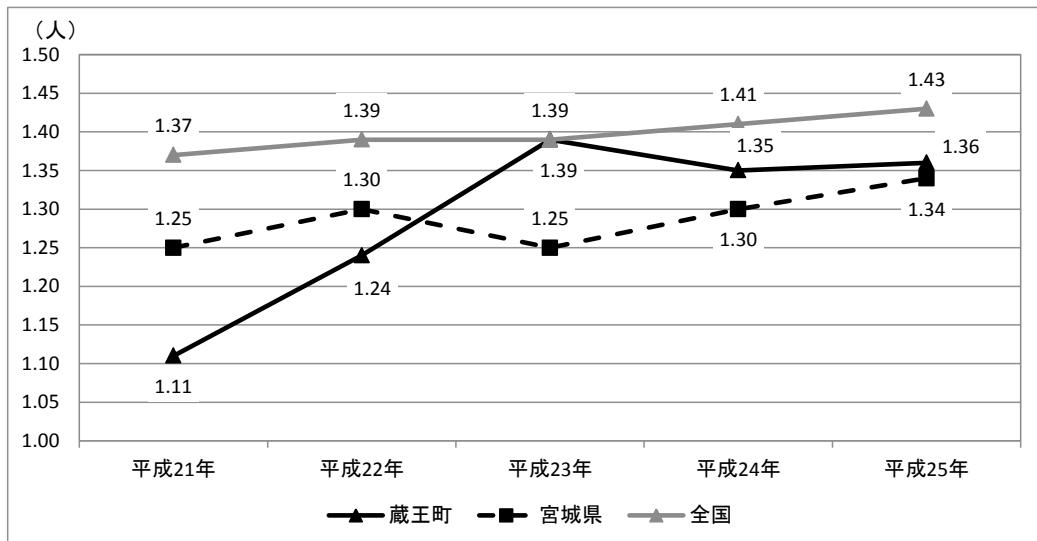
出生数の推移をみると、一部ばらつきがありますが、全体の傾向としては減少傾向がみられ、平成24年は75人となっており、平成20年に比べ33人の減少となっています。



資料:宮城県保健福祉総務課、医療整備課

(4) 合計特殊出生率の推移

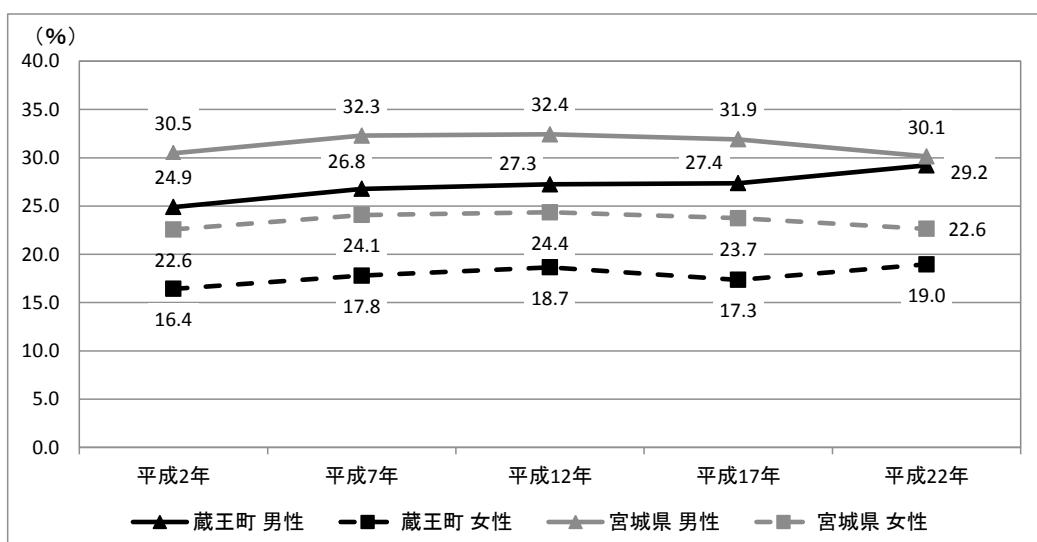
合計特殊出生率の推移をみると、蔵王町では平成23年にかけて上昇し、その後はほぼ横ばいで推移しています。平成25年の全国や宮城県の値と比べると、宮城県の値はわずかに上回っているものの全国の値は下回っており、蔵王町が1.36人、宮城県は1.34人、全国は1.43人となっています。



資料:保健福祉課、宮城県保健福祉総務課、医療整備課

(5) 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、本町の男性、女性ともに宮城県の値を下回っていますが、男性はやや増加傾向がみられ、平成22年は宮城県の値とほぼ並んでいます。

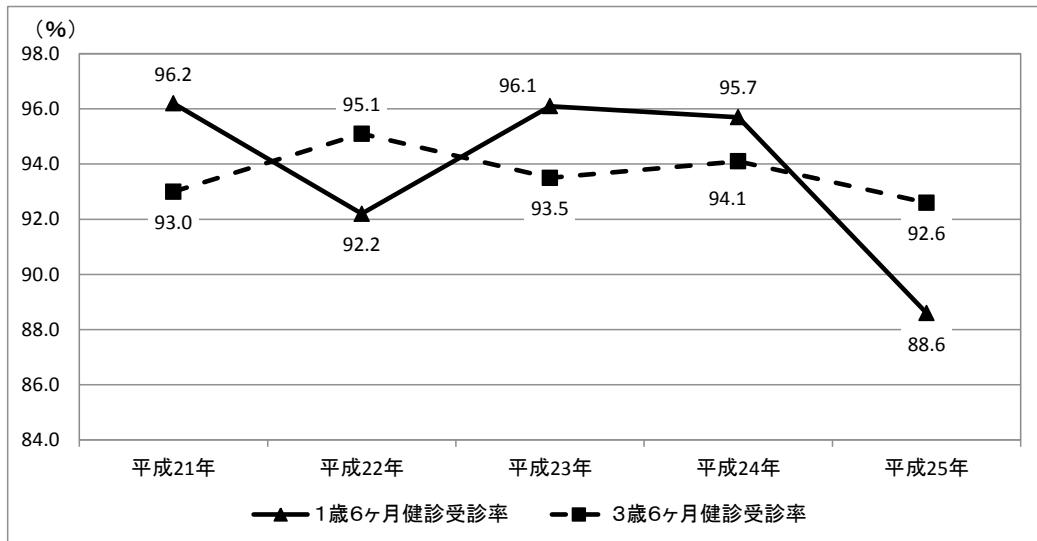


資料:国勢調査

3. 幼児の健診受診状況

幼児の健診受診状況をみると、1歳6ヶ月健診受診率は平成22年が落ち込んでいたものの、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成25年は大きく減少して88.6%となっています。

一方、3歳6ヶ月健診受診率は平成22年の95.1%をピークとして減少しており、平成25年は92.6%となっています。

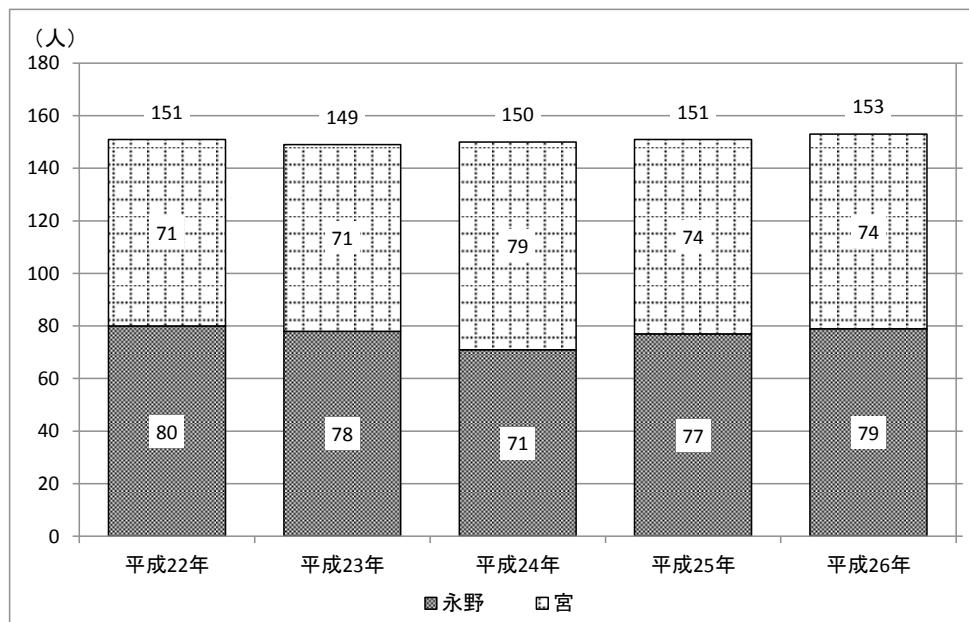


資料:保健福祉課

4. 子育て環境の状況

(1) 保育所入所児童数の推移

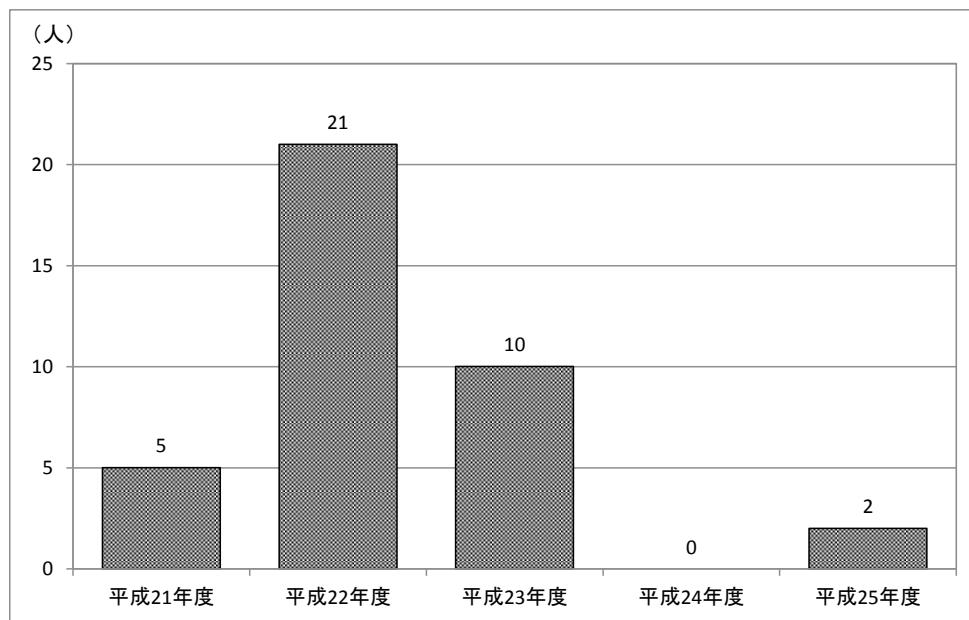
保育所入所児童数の推移をみると、過去5年間はほぼ横ばいで推移しています。保育所ごとの推移も大きな変動はみられませんでした。なお、過去5年間で待機児童はいませんでした。



資料:保健福祉課

(2) ざおう子育てサポートの利用者数の推移

ざおう子育てサポートの利用者数の推移をみると、平成22年度の延べ21人をピークとして減少を続けており、平成24年度は延べ0人、平成25年度は延べ2人の利用となっています。

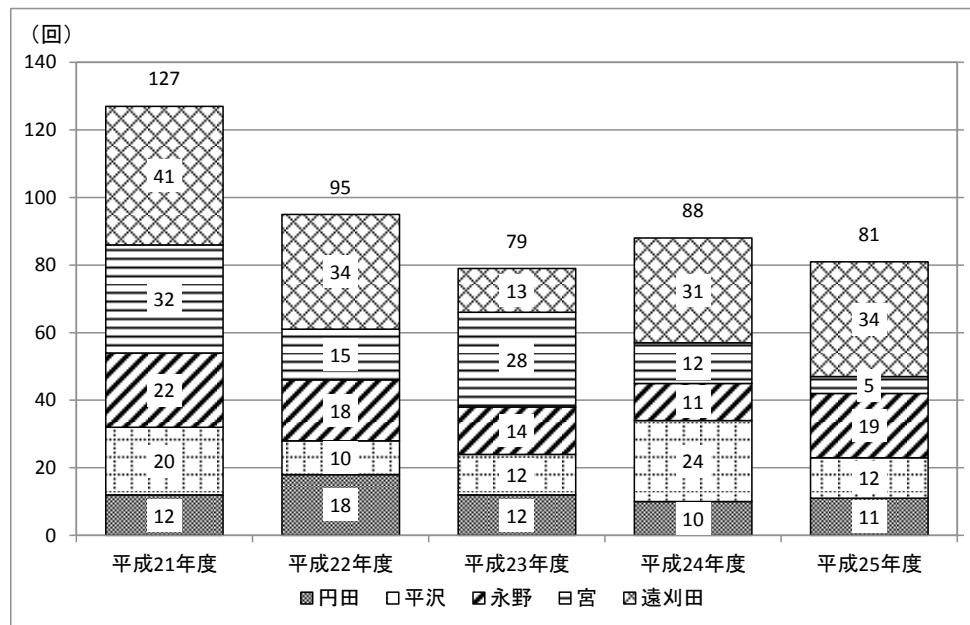


資料:保健福祉課

(3) 子育てサークル利用状況について

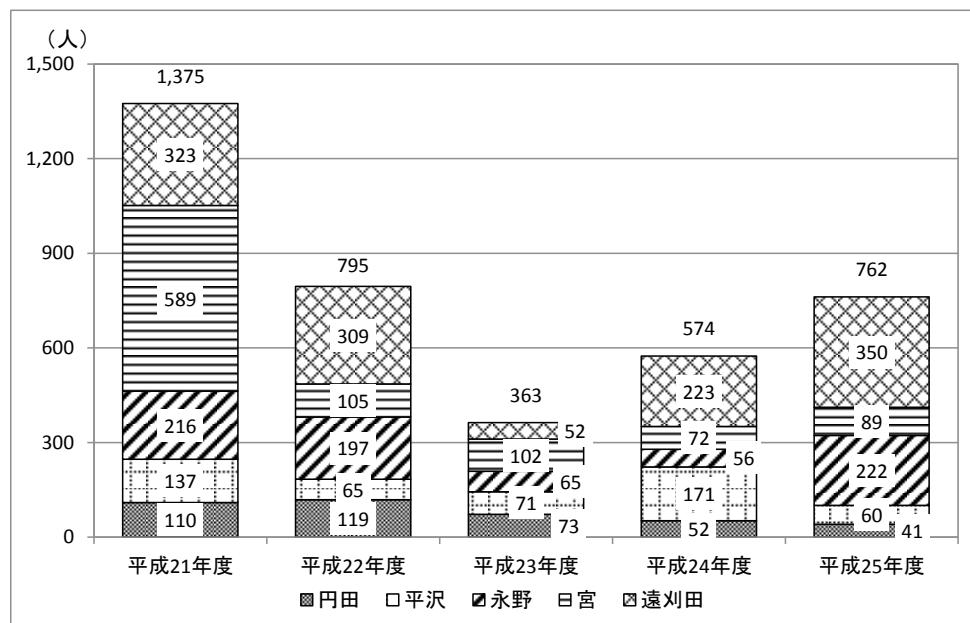
子育てサークル利用状況をみると、年度によってばらつきがあります。開催回数は平成23年度以降ほぼ横ばいで推移しています。参加人数は平成23年度に大きく減少したものの、それ以降は増加傾向にあり、平成25年度は平成22年度に近い人数まで増加しています。

■開催回数



資料:保健福祉課

■参加人数

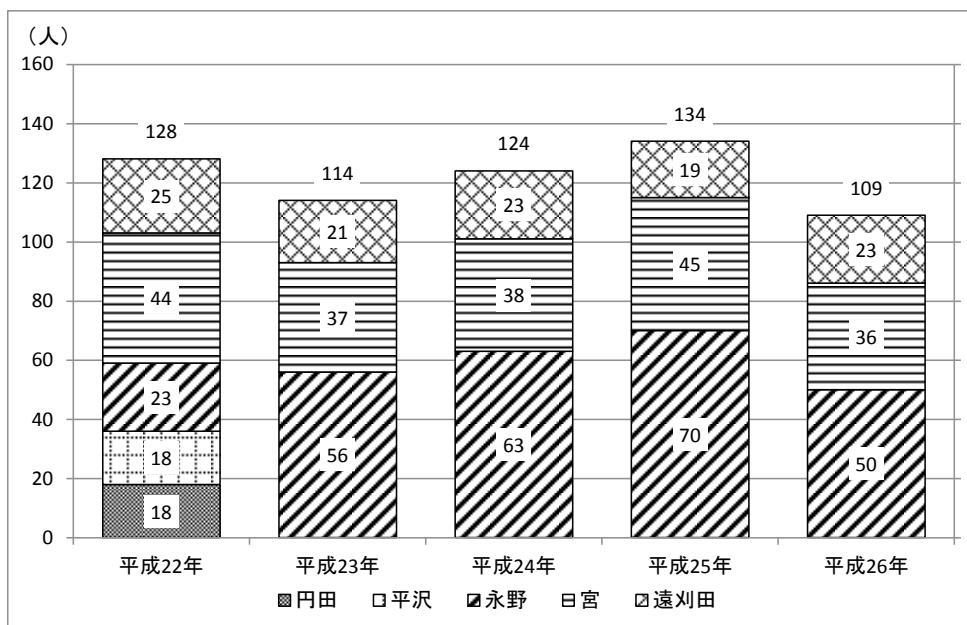


資料:保健福祉課

5. 教育環境の状況

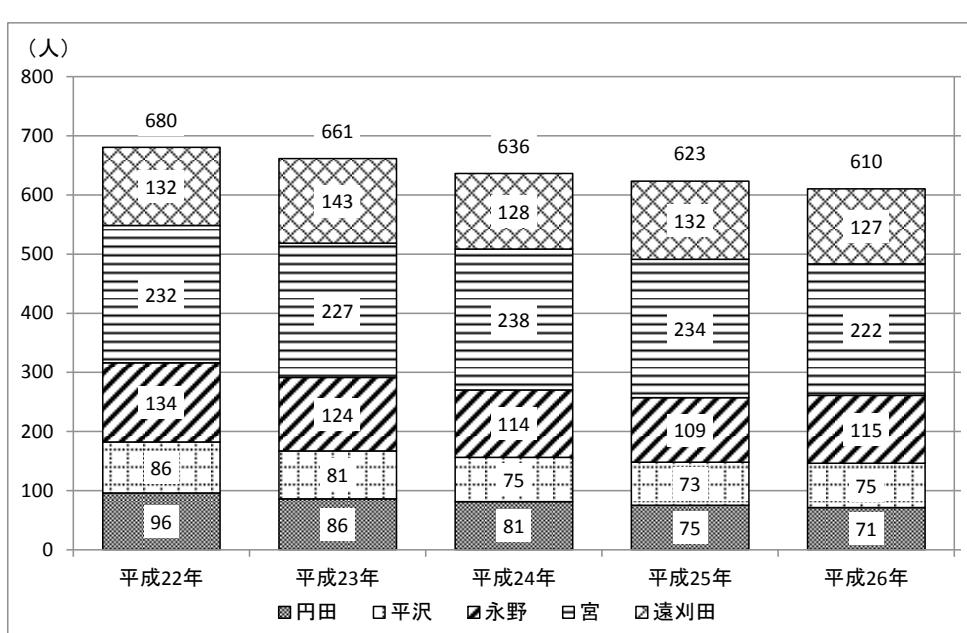
(1) 幼稚園児数の推移

幼稚園児数の推移をみると、平成23年から25年にかけては増加傾向がみられましたが、平成26年は減少し、合計で109人となっています。



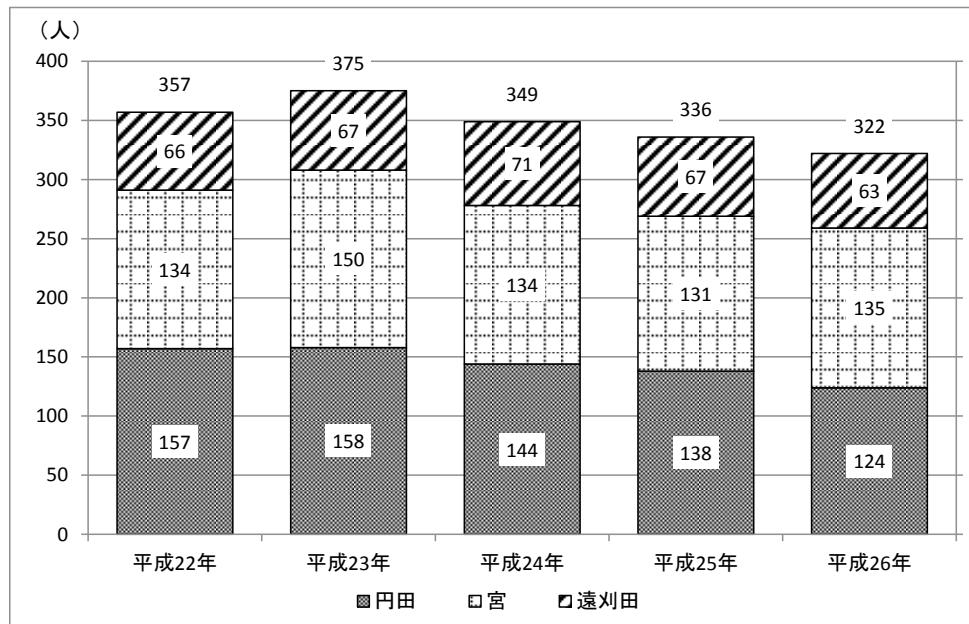
(2) 小学校児童数の推移

小学校児童数の推移をみると、ゆるやかに減少している様子がうかがえ、平成26年は合計で610人となっており、平成22年に比べて70人の減少となっています。



(3) 中学校生徒数の推移

中学校生徒数の推移をみると、平成23年をピークとして減少傾向がみられ、平成26年には合計で322人となっています。平成23年のピーク時と比べて、53人の減少となっています。



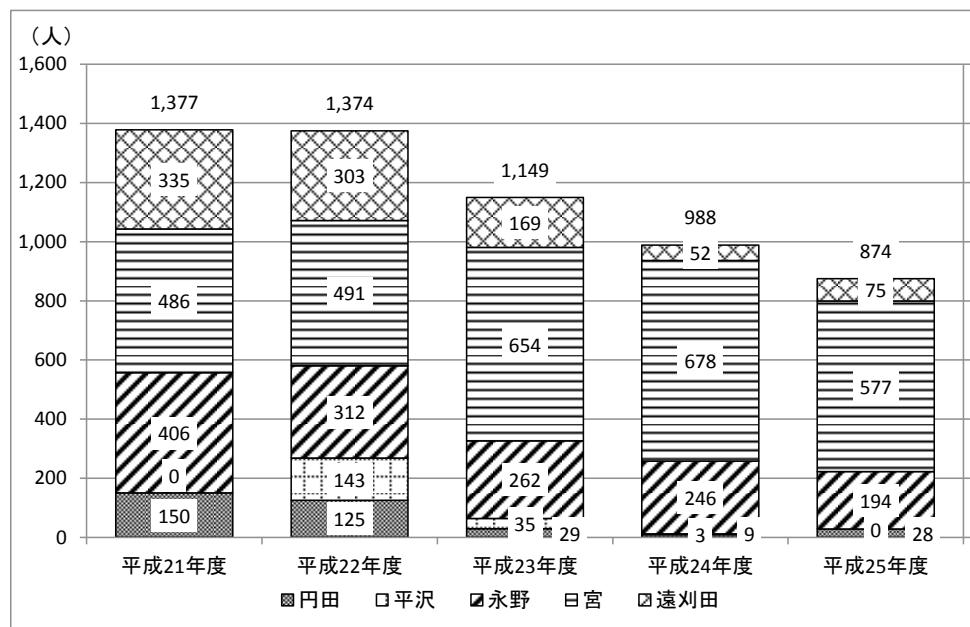
資料:教育総務課(各年5月1日現在)

(4) 児童館の利用状況について

児童館の利用状況をみると、放課後児童クラブでの利用は年々減少を続けており、平成25年度の利用者の月平均人数は合計で874人となっています。

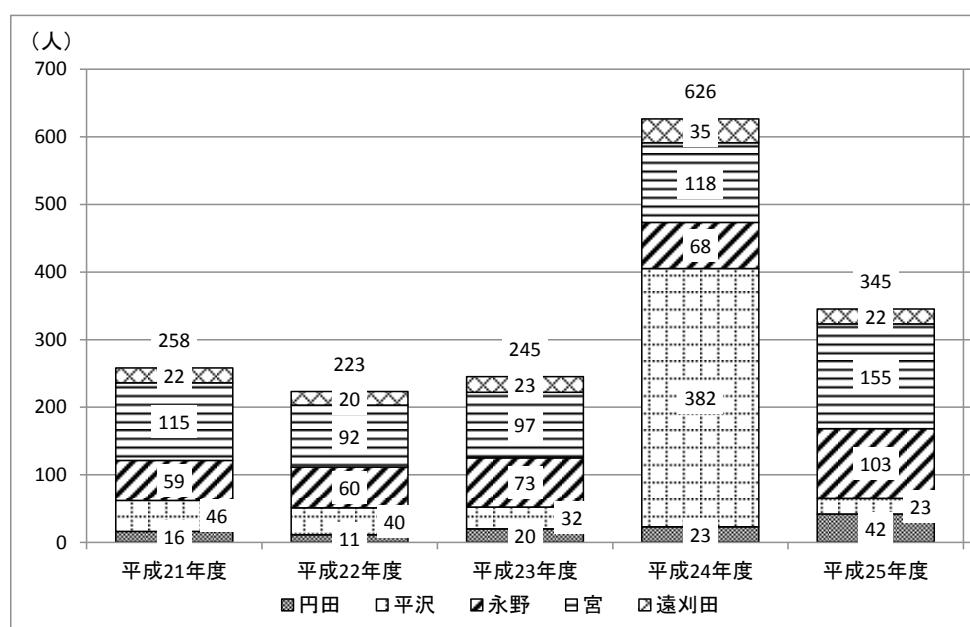
乳幼児の利用は平成24年度が突出していますが、平成25年度の月平均利用人数は合計で345人となっています。小学生は平成23年度がピークとなっており、ここ2年間は減少傾向がみられ、平成25年度の月平均利用人数は合計で4,042人となっています。中・高校生は平成25年度が大きく落ち込んでおり、月平均利用人数は合計で56人となっています。

■放課後児童クラブ



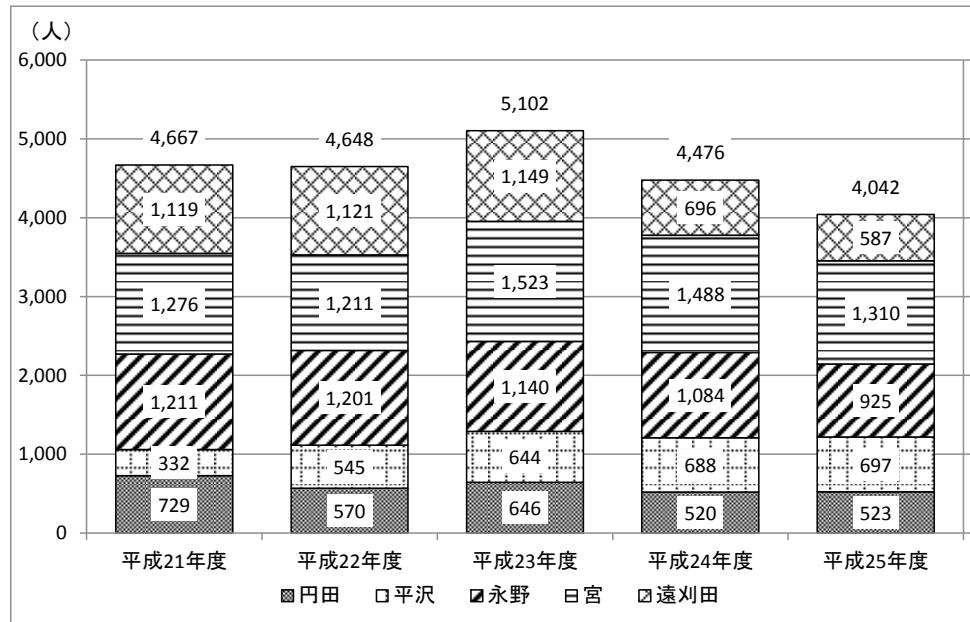
資料:保健福祉課

■乳幼児



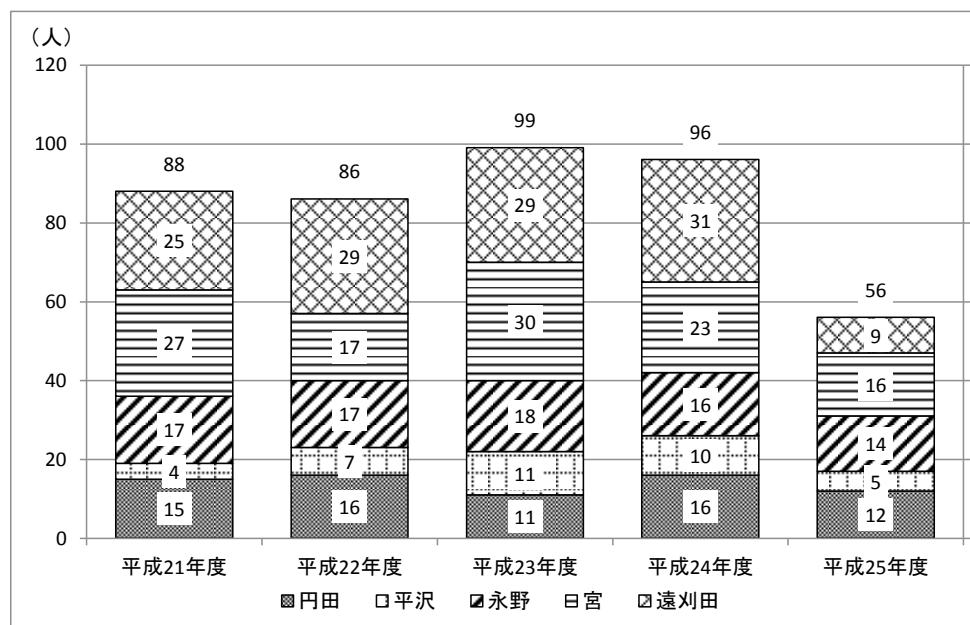
資料:保健福祉課

■小学生



資料:保健福祉課

■中・高校生



資料:保健福祉課

6. 次世代育成支援行動計画（後期）の評価

（1）特定14事業の目標量の達成状況

「蔵王町次世代育成支援行動計画（後期）」にて設定された目標量の達成状況は、以下の数表の通りです。

「1. 通常保育事業」と「6. 放課後児童健全育成事業」の2つについては、ほぼ目標通りに達成されています。また、「14. つどいの広場事業」は目標設定されていませんでしたが、現在は町内5か所の児童館で実施しており、「12. ファミリーサポートセンター事業」については、今後も引き続き拡充を図っていきます。

一方、「2. 延長保育事業」は未実施、「13. 地域子育て支援センター事業」はひろば型への拡充が未定となっており、今後の実施に向けた検討や体制整備が必要となっています。

その他、「蔵王町次世代育成支援行動計画（後期）」での目標量が未定だった事業および未実施事業についても、今後の町民ニーズ等の様子を考慮しつつ検討していくことが重要です。

事業名等	内容	目標量	平成26年度見込み
1. 通常保育事業	平日、保護者の就労等により保育に欠ける児童を保育所等で預かる事業	実施 2か所 148人	実施 2か所 150人
2. 延長保育事業	通常保育の時間帯の前後に延長して児童を預かる事業	24年度実施を目標に検討	未実施
3. 夜間保育事業	夜間、保護者の就労等により保育に欠ける児童を預かる事業		
4. 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	保護者の就労等の理由によって帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等の場合に児童を預かるもので宿泊も可能な事業		
5. 休日保育事業	保護者の就労の多様化に対応するため、日曜、祝日を含めた年間を通じて開所し、保育に欠ける児童を預かる事業	未定	未定
6. 放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与えその健全な育成を図る事業	5か所 登録児童数: 110人	小学校就学児童の登録児童数: 110人
7. 一時預かり事業 病後時保育、派遣型	保育所へ通所中の児童が病気の「回復期」にあり、集団保育の困難な期間、その児童を保育所、病院等に付設された専用スペースで、又は派遣された保育士等が児童を自宅等において一時的に預かる事業	未定	未定
8. 一時預かり事業 病後時保育、施設型	保育者、就労あるいは社会的理由、育児疲れ等により育児や養育が一時的に困難になった家庭の児童または、緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間(原則7日間)児童養護施設等で預かる事業		
9. 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保育者、就労あるいは社会的理由、育児疲れ等により育児や養育が一時的に困難になった家庭の児童または、緊急一時的に保護を必要とする母子等を短期間(原則7日間)児童養護施設等で預かる事業		

事業名等	内容	目標量	平成26年度見込み
10. 一時保育事業	就労形態の多様化など、以下の事由による一時保育に対応する事業 ① 就労形態等により家庭での保育が断続的に困難な場合 ② 保護者の病気、入院、その他私的事由により緊急一時的に保育が必要になった場合 ③ 私的な事由やその他の事由により一時的に保育が必要になった場合		未定
11. 特定保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴う、児童保育の需要変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後ののみの必要に応じて柔軟に利用できる事業で、一時保育が緊急的な対応となるのに対し、1週間のうち何日か一定の時間帯または期間保育に欠ける状態への対応をする事業		
12. ファミリーサポートセンター事業	地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となった、組織による事業(ざおう子育てサポート事業)	ざおう子育てサポート事業を拡充	ざおう子育てサポート事業を拡充
13. 地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援を目的に、以下のような施策を実施する事業 ① 子育て親子の交流の場の提供とその交流の促進 ② 子育て等に関する相談・援助の実施 ③ 地域の子育て関連情報の提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	実施 1か所 24年度を目標にひろば型に拡充	地域福祉センターにおいて一部実施
14. つどいの広場事業	子育て中の親子が気軽に集い、相談、交流できる場「つどいの広場」を設置し、子育てに関する精神的な不安や悩みを軽減する事業 週3日、一日5時間以上開設		5か所 児童館

(2) 各施策の課題等

各施策における課題は以下の通りです。特に記載のない施策は、概ね目標通りの達成状況となっています。

■<基本目標1>地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名等	課題	主体
ざおう子育てサポート事業	協力会員の減少や、子育て家庭の身近に子どもを見てくれる人がいるため、利用があまり伸びていません。	保健福祉課
子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育て親子の交流の場が當時もてるような子育て支援センターの設置が望まれています。	保健福祉課
子育て広場事業	どこにも出かけず、家庭に閉じこもりになる親子などもいることが課題となっています。	児童館

(2) 保育サービスの充実

事業名等	課題	主体
延長保育事業	目標に掲げた平成24年度までの対応は出来ませんでしたが、今後早急な実施に向け検討していきます。	保育所
休日保育、夜間保育、病児・病後児保育	現状は利用者がいなかつたため、ざおう子育てサポート事業にて対応していることの周知や事業内容の充実が必要となっています。	保育所
幼稚園における預かり保育	夏休みなど長期休業期間は利用できないことが、課題となっています。	幼稚園
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	地域により利用児童数が多いことや、夏休みなど長期休業期間の開所時間が課題となっています。	児童館

(3) 地域における子育て支援のネットワークづくり

事業名等	課題	主体
子育て情報の提供	情報の発信があまりできていないことや中心となる企画がないことなどが課題となっています。	保健福祉課

(4) 児童の健全育成の取組の推進

事業名等	課題	主体
子ども会育成会事業	ジュニア・リーダー活動に対し、中学生、高校生は興味も意欲もありますが、多忙のため限られた活動にしか参加できず、継続的、広域的な活動につながらないことが課題となっています。	生涯学習課 児童館

■<基本目標2>母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康確保

事業名等	課題	主体
妊婦一般健康診査 (医療機関委託)	助成の増額が求められています。	保健福祉課
乳児健康診査 (医療機関委託)	8ヶ月児の健康審査の受診率が低くなっています。	保健福祉課
2歳6ヶ月児歯科健康診査	他市町村に比べると虫歯の罹患率が高いため、2歳児のフッ化物塗布の無料実施開始など事業を実施していますが、受診率が低くなっているのが課題となっています。	保健福祉課



7. 蔵王町の子ども・子育て支援の課題

(1) 少子高齢化への対応

本町では出生数の減少などにより少子高齢化が進行しており、その結果として総人口も減少を続けています。将来人口の推計においても減少傾向が続くことが予測されており、少子高齢化への対応はとても重要な課題となっています。

少子化への対策としては、本町の子育て支援全般の充実を図ることが一番の対策であり、地域における子育て家庭への理解促進や協力意識の醸成などに努め、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支えていくことが大切です。

(2) 子育て支援サービスの周知・充実

育児をしながら働く保護者の増加や働き方の多様化、就労意欲の高い母親の増加などにより、柔軟な保育サービスの提供が求められています。

また、現在実施している保育サービスや地域の子育て支援サービス（ざおう子育てサポート等）、地域の子育て支援ネットワークづくりなどには対応していくべき課題が散見されるため、これらへの対応も含めて、子育て支援サービスの充実を図っていく必要があります。

さらに、昨年度に実施した調査結果からは、安心して子どもを生み育てるためには、子育て家庭への経済的支援がとても重要な施策として期待されていることから、経済的負担を軽減する施策の充実にも努めていきます。

児童館や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスの利用率を高めるため、今後は子育て支援サービスの充実と併せて、実施している各種サービスの周知にも取り組んでいきます。

(3) 医療体制の整備・充実

乳幼児や母親の健康維持、増進などをはじめとして、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを行ううえで、医療体制の整備・充実は重要な要素となります。

また、実施事業の現状からは、乳幼児向けの各種健診の受診率が低下していることがうかがえるため、体制整備と併せて周知にも取り組み、受診率の向上を図ります。

さらに、調査結果からは病児・病後児の保育への対応希望はそれほど高くありませんでしたが、希望をしている方がいるため今後の実施を検討していく必要があります。

(4) 子どもと保護者が一緒に過ごせる場所などの充実

調査結果からは、子ども連れで出かけられる場所や親子で楽しめる機会・イベントなどの充実が求められています。また、併せて公園や屋内の遊び場、児童館などの整備が求められていることから、子どもと保護者が一緒に過ごせる場所や施設、行事・イベントなどの整備・充実を図る必要があります。

(5) 相談・情報提供体制の充実

核家族化の進行やひとり親家庭の増加、就労形態や生活環境の多様化などにより、相談内容も複雑化、多様化しているため、様々な事柄を気軽に相談できる総合的な窓口が求められています。また、専門的な相談内容などに対応できるよう相談員のスキルアップを図ることや、庁内各課や関連機関などと緊密な連携をとりつつ対応していくことなども必要となります。

さらに、町の相談窓口をもっと活用してもらえるよう、気軽に相談してもらえる場、情報を入手できる場として周知を図り、積極的に活用してもらえるよう取り組むことが重要です。

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

就労意欲の高い母親の増加や父親の育児参加を促進する必要性などを考慮すると、子育て支援サービスの充実や職場環境の改善への働きかけ、子育て家庭への経済的支援の充実だけでなく、職業生活と家庭生活の両立に向けた啓発を今まで以上に社会全体に向けて発信し、地域ぐるみでのワーク・ライフ・バランスを推進することも欠かせません。

母親と父親が共に子育てに参加でき、経済的にも自立し安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を地域ぐるみ、ひいては社会全体で醸成していくことが大切です。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へと移行します。

「子ども・子育て支援新制度」では、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

＜国の基本指針において掲げられた計画のポイント＞

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

このように、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくという考え方をベースとして、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」といった目標の達成を目指すことが求められています。

また、次世代育成支援行動計画に関する内容も含めた計画となることから、次世代を担う子ども達が豊かな感性を身につけ、安全で安心して健やかに成長していくよう、地域ぐるみで子育て家庭を支援するとともに、これまで実施してきた様々な取組や環境整備などを継続していくことも重要となります。

これらを踏まえ、本計画では国の基本指針などと併せて、「蔵王町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念を継承し、子育て家庭の子どもを生み育てる喜びや悩みを地域において分かち合い、支えあつていけるまちを目指していきます。

【基本理念】

子どもを生み育てることを喜び、
悩みを共に分かち合い、支えあえる町

2. 次世代育成支援の基本目標

<基本目標1>地域における子育て支援の充実

少子化、核家族化が進む中で、子育て家庭の喜びや悩みを地域で分かち合い、支えていくという考え方に基づき、地域の子育て支援サービスや保育サービスの充実を図り、さらに、地域の子育て支援ネットワークの構築にも取り組むことで、子育て家庭の孤立感の解消や子育て情報の共有、親同士の交流の活性化などを促進していきます。

なお、保育サービスの充実に関しては、産休・育休明けの希望時期に円滑にサービスを利用できるようサービス提供体制の整備や保護者への情報提供に努めると共に、質の高い保育を利用できるよう環境整備に取り組みます。

また、児童の健全育成を目的とした各種取組や世代間交流の推進などにより、幅広い活動や体験を通じた子どもの健やかな成長を支援します。さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減する取組の充実を図り、安心して子育てができる環境を整えていきます。

職業生活と家庭生活の両立の促進については、広報等による啓発と合わせて、働いている人々の仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しを図るため、宮城県や町内企業、労働者や子育て支援などの関連団体、宮城労働局等と連携を取りつつ、町の実情に応じた取組（労働者、事業主、住民などへ向けた周知・啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等）を推進します。

<基本目標2>乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

安心して子どもを生み育てること、子どもが健やかに育つためには、乳幼児やその保護者の健康の確保・増進が必要です。そのため、妊娠婦や乳幼児を対象とした健康診査や子どもの心身の発達への不安解消などに対応する相談体制の充実を図ります。こうした取組は妊娠期から切れ目のない支援を配慮していくことが重要であるため、母子保健施策と地域子育て支援事業は連携を確保して取り組んでいきます。

また、子どもの健やかな心身の発達には、バランスのとれた食事が大切です。本町の豊かな自然を活かし、子どもから大人まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事作り等の体験活動等を、家庭や学校、地域、関係機関が連携し取組を推進します。

さらに、子どもの思春期における健全な人格形成に関する取組や小児医療の機会確保への支援も推進します。

<基本目標3>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが将来家庭を持ち、親になるための資質育成や子どもを生み育てることの大切さを理解できるよう、また、家庭や親の役割について考えることができるよう、乳幼児や大人との交流機会の創出など様々な取組を推進していきます。

また、学校や家庭での教育環境の向上やいじめ、不登校などへの支援の充実を図るとともに、地域の有害環境対策も推進します。

<基本目標4>子どもの人権擁護と安全・安心の確保

虐待予防や虐待を受けている子どもなど、要保護児童の早期発見や適切な保護対応、地域の意識啓発などを図るため、蔵王町要保護児童対策地域協議会を中心として取り組んでいきます。

また、ひとり親家庭の自立支援への取組や障がい児が家族とともに地域で自分らしく生活できるよう支援する取組などの充実を図ります。

これらの特別な支援が必要な子どもの施策の充実については、宮城県が実施する施策との連携を図るとともに、関係機関との情報共有や実施する施策との連携についても視野に入れて支援策を展開していきます。

さらに、子どもとその家族が地域で安全・安心して生活できるよう、住居の確保や防犯対策、交通安全確保の取組を推進します。



第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 児童人口の推計

国勢調査による人口データを用い、コーホート変化率法で算出した計画期間における児童人口の推計結果は以下の通りです。

過去の人口実績(第2章参照)からも分かるように、将来の児童人口も減少を続ける推計結果となっており、11歳以下の合計人数では、平成27年度が1,181人であるのに対して平成31年度は1,094人と87人の減少が予測されています。

(人)

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	79	78	76	74	72
1歳	86	84	82	80	78
2歳	86	85	83	81	79
3歳	96	94	92	90	88
4歳	94	92	90	88	86
5歳	93	91	89	87	85
6歳	115	114	112	110	108
7歳	96	95	93	91	89
8歳	114	113	111	109	107
9歳	102	101	99	97	95
10歳	110	109	107	106	104
11歳	110	108	106	105	103
合計	1,181	1,164	1,140	1,118	1,094

2. 学校教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」および「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(「教育・保育提供区域」)を設定するよう定められています。

■教育・保育提供区域

全町で1区域

本町では、居住地に関わらず勤務先や家庭事情などの利便性から子育て支援サービスを選択できるよう、全町を1区域として設定いたしました。

3. 学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

(1) 計画期間における量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」は以下の通りです。

■認定区分

区分	内容
1号認定	3~5歳の学校教育のみ(保育を必要としない)の児童
2号認定	3~5歳の保育を必要とする児童
3号認定	0~2歳の保育を必要とする児童

■量の見込み

年度	(提供体制)内容	量の見込み(必要利用定員総数)①	施設型給付	1号認定	2号認定	3号認定	
				0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
平成27年度	②	量の見込み(必要利用定員総数)①	保育所	57人	166人	20人	70人
			幼稚園	87人	9人	54人	
			認定こども園	57人	69人		
	②-①	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
				10人	5人	8人	
		②-①		0人	0人	▲6人	▲8人
平成28年度	②	量の見込み(必要利用定員総数)①	保育所	56人	165人	18人	68人
			幼稚園	101人	9人	60人	
			認定こども園	56人	54人		
	②-①	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
				10人	5人	8人	
		②-①		0人	0人	▲4人	0人
平成29年度	②	量の見込み(必要利用定員総数)①	保育所	55人	162人	16人	68人
			幼稚園	101人	9人	60人	
			認定こども園	55人	51人		
	②-①	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
				10人	5人	8人	
		②-①		0人	0人	▲2人	0人

				1号認定	2号認定	3号認定			
						0歳	1・2歳		
平成 30 年度	量の見込み(必要利用定員総数)①			54人	159人	14人	68人		
	(提供体制の内容) ②	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所	101人	9人	60人		
				幼稚園	54人	48人			
				認定こども園	0人	0人	0人		
	認可外保育施設				10人	5人	8人		
	②-①			0人	0人	0人	0人		
平成 31 年度	量の見込み(必要利用定員総数)①			52人	157人	14人	68人		
	(提供体制の内容) ②	教育・保育量の見込み	施設型給付	保育所	101人	9人	60人		
				幼稚園	52人	46人			
				認定こども園	0人	0人	0人		
	認可外保育施設				10人	5人	8人		
	②-①			0人	0人	0人	0人		

■ 3号認定（0～2歳児童）の保育利用率の目標値

計画期間における「保育利用率」（満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の子どもの利用定員数（確保の内容（提供体制））の割合）の目標値は以下の通りです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0～2歳児童の推計人口	251人	247人	241人	235人	229人
確保の内容（提供体制）	76人	82人	82人	82人	82人
保育利用率	30.3%	33.2%	34.0%	34.9%	35.8%

(2) 各事業の推進の方向性

■保育所

保護者が働いている、あるいは病気にかかっているなどにより、家庭で保育することができないなど保育を必要とする乳児又は幼児について、保護者に代わり保育所での保育を実施します。

【今後の方向性】

宮保育所に一部屋増設し、平成28年度から受入れ可能児童数の増加を図ります。

■幼稚園

小学校就学前の4～5歳児に向けた教育を行います。

【今後の方向性】

平成27年度より預かり保育を実施している幼稚園については、長期休業期間の預かり保育も実施します。

■認定こども園

保育所と幼稚園の両方の機能を持ち、就学前の教育・保育を行います。

【今後の方向性】

認定こども園の開設を目指します。

■認可外保育施設

国の規定した設置基準に満たないものの、県や町の定める基準を満たした保育施設です。

【今後の方向性】

保育を必要とする乳幼児の保育や、預かり保育等を実施します。

4. 学校教育・保育の一体的提供と推進体制

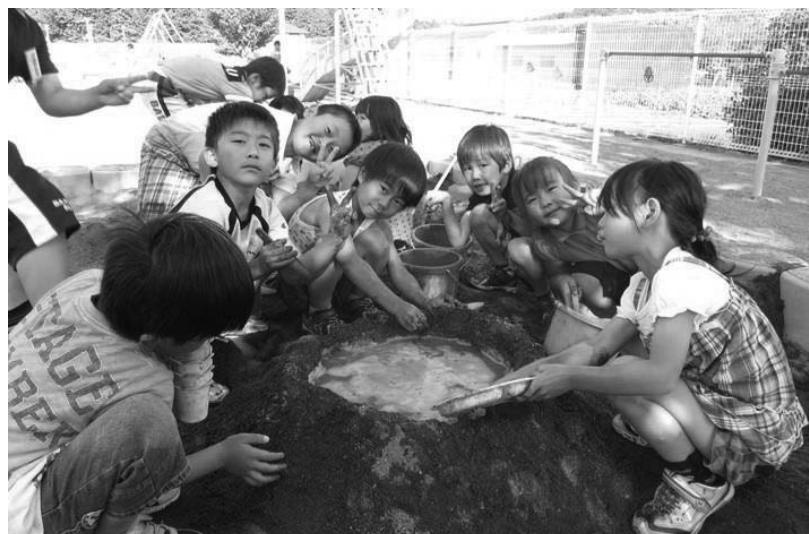
今回の調査結果からは、0～2歳までの保育所利用を希望している保護者が多くみられました。また、保育を必要とする2号認定を受けた方の中にも、幼稚園で教育を受けることを望んでいる保護者が少なくありませんでした。

こうした保護者の希望を鑑みると、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供が期待できる認定こども園の設置の検討が、早急に望まれているといえます。

さらに、本町では、幼児期の学校教育・保育と小学校との円滑な接続のため、幼保児小連絡会において連携のための取組を展開しています。

■発達や学びにおける「連続性」に対する取組について（蔵王町幼保児小連絡会）

接続・連携	取組主体		取組内容
教育・保育施設等から 小学校への接続	幼保児小連絡会	小学校	<ul style="list-style-type: none">教員の幼稚園・保育所の保育参観及び、情報交換
		幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none">幼稚園・保育所・児童館職員の小学校の授業参観及び、情報交換小学校行事への参加 (運動会・給食体験・小学校探検など)スタート・アプローチカリキュラムの活用年度末の幼稚園・保育所と小学校の引継ぎ
		児童館	<ul style="list-style-type: none">児童館と小学校の情報交換



5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

(1) 計画期間における量の見込み

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」は以下の通りです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携をとりつつ実施していきます。

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者支援事業	量の見込み①	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	確保の内容②	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	②-①	0 か所				
時間外保育事業 (延長保育)	量の見込み①	50 人/日				
	確保の内容②	0 人/日	50 人/日	50 人/日	50 人/日	50 人/日
	②-①	▲50 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日	0 人/日
放課後児童健全育成事業	量の見込み①	140 人/日	140 人/日	137 人/日	132 人/日	120 人/日
	低学年 確保の内容②	80 人/日	80 人/日	78 人/日	76 人/日	70 人/日
	高学年 確保の内容③	60 人/日	60 人/日	59 人/日	56 人/日	50 人/日
	(③+②)-①	0 人/日				
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み①	0 人/年				
	確保の内容②	0 人/年				
	②-①	0 人/年				
地域子育て支援拠点事業	量の見込み①	430 人/年	430 人/年	410 人/年	400 人/年	390 人/年
	確保の内容②	430 人/年	430 人/年	410 人/年	400 人/年	390 人/年
	②-①	0 人/年				
一時預かり(在園児対象)						
1号認定の利用	量の見込み①	0 人/年				
	量の見込み②	5,000 人/年	5,000 人/年	4,500 人/年	4,500 人/年	4,500 人/年
	確保の内容③	5,000 人/年	5,000 人/年	4,500 人/年	4,500 人/年	4,500 人/年
	③-②-①	0 人/年				
一時預かり(幼稚園以外)等		量の見込み①	100 人/年	100 人/年	100 人/年	100 人/年
一時預かり (幼稚園以外)	確保の内容②	0 人/年				
	確保の内容③	100 人/年				
	(④+③+②)-①	0 人/年				

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
病児病後児	量の見込み①	40人/年	40人/年	40人/年	40人/年	40人/年
病児病後児保育	確保の内容②	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
ざおう子育てサポート事業 (病児・病後児利用)	確保の内容③	40人/年	40人/年	40人/年	40人/年	40人/年
	(③+②)-①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
子育て援助活動支援事業	量の見込み①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
低学年	確保の内容②	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
高学年	確保の内容③	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
	(③+②)-①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
妊婦健康診査	量の見込み①	88人/年	87人/年	87人/年	86人/年	86人/年
	健診回数(①×14)	1,232回/年	1,218回/年	1,218回/年	1,204回/年	1,204回/年
	確保の内容②	88人/年	87人/年	87人/年	86人/年	86人/年
	②-①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み①	85人/年	84人/年	84人/年	83人/年	82人/年
	確保の内容②	85人/年	84人/年	84人/年	83人/年	82人/年
	②-①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
養育支援訪問事業 (その他要保護児童等の 支援に資する事業)	量の見込み①	25人/年	26人/年	27人/年	27人/年	26人/年
	確保の内容②	25人/年	26人/年	27人/年	27人/年	26人/年
	②-①	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
実費徴収に係る 補足給付を行う事業	量の見込み①	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年
	確保の内容②	0人/年	0人/年	15人/年	15人/年	15人/年
	②-①	▲15人/年	▲15人/年	0人/年	0人/年	0人/年

(2) 各事業における量の見込み

■利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。

【今後の方向性】

平成28年度より、子育て支援センターでの実施を目指します。

(か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	0	1	1	1	1
確保の内容②	0	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

■時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、通常の保育時間の前後に延長して保育を行います。

【今後の方向性】

保育所2箇所で、平成28年度の実施に向け職員体制などの整備に努めます。

(人／日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	50	50	50	50	50
確保の内容②	0	50	50	50	50
②-①	▲50	0	0	0	0

■放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等において適切な遊びと生活の場を与えその健全な育成を図ります。

【今後の方針】

平成27年度より、町内全小学校区において、就学している児童を対象として授業の終了後に各小学校校区内の児童館において適切な遊びと生活の場を与えその健全な育成を図ります。

また、長期休業期間の利用開始時間を早め、保護者や児童の利便性、安全性を図ります。

◆低学年

(人／日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	80	80	78	76	70
確保の内容②	80	80	78	76	70
②-①	0	0	0	0	0

◆高学年

(人／日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	60	60	59	56	50
確保の内容②	60	60	59	56	50
②-①	0	0	0	0	0

※「量の見込み①」は、5児童館の合計人数

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

【今後の方針】

ニーズ調査において宿泊を伴う一時預かり等の希望がなかったため、本町では計画期間中の実施は見込まず、今後とも町外施設の利用を紹介するなど、相談支援に努めます。

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の支援を目的に、子育て親子の交流の場の提供と促進や子育て等に関する相談・支援の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施などを行う拠点です。

【今後の方針】

子育て広場として、各地区にある5つの児童館で対応していきます。

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	430	430	410	400	390
確保の内容②	430	430	410	400	390
②-①	0	0	0	0	0

※「量の見込み①」は、5児童館の合計人数

■一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に向けて実施される預かり保育事業です。

【今後の方針】

平成27年度より、永野幼稚園で長期休業中も実施します。

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み① (1号認定)	0	0	0	0	0
量の見込み② (2号認定)	5,000	5,000	4,500	4,500	4,500
確保の内容③	5,000	5,000	4,500	4,500	4,500
③-②-①	0	0	0	0	0

■一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育園やファミリー・サポート・センターなどにおける預かり保育事業です。

【今後の方針】

現在、保育所において預かり保育を実施するスペースがないため、ざおう子育てサポート事業（乳幼児や、小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業）で対応していきます。

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	100	100	100	100	100
確保の内容② (一時預かり(幼稚園以外))	0	0	0	0	0
確保の内容③ (ざおう子育てサポート事業 病児・病後児以外)	100	100	100	100	100
確保の内容④ (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
(④+③+②) - ①	0	0	0	0	0

■病児病後児

疾病回復期にある児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行います。家庭又は保育士、看護師その他の者の居宅において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「派遣型」と、保育所その他施設、病院又は診療所において適当な設備を備えるなどにより保育を行う「施設型」があります。

【今後の方針】

ざおう子育てサポート事業で対応していきます。

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	40	40	40	40	40
確保の内容② (病児病後児保育)	0	0	0	0	0
確保の内容③ (ざおう子育てサポート事業 病児・病後児)	40	40	40	40	40
(③+②) - ①	0	0	0	0	0

■子育て援助活動支援事業

乳幼児や、小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【今後の方針】

ニーズ調査において就学児の利用希望はありませんでしたが、今後利用希望があれば、ざおう子育てサポート事業で対応していきます。また、乳幼児については、前述「■一時預かり(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)以外)」において記載しています。

◆低学年

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

◆高学年

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	0	0	0	0	0
確保の内容②	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

■妊婦健康診査

妊婦の健康と、お子さんの健やかな成長・出産を応援するために、妊婦健康診査の費用を助成します。

【今後の方針】

妊婦の健康と出産を支援するため、助成の増額を検討していきます。

(人／年・回／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	88	87	87	86	86
健診回数(①×14)	1, 232	1, 218	1, 218	1, 204	1, 204
確保の内容②	88	87	87	86	86
②-①	0	0	0	0	0

■乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が家庭を訪問し、体調や育児などに不安のある妊産婦や生後4カ月までの乳児、小さく生まれた乳児（養育医療対象児）の健康管理や授乳方法、育児などについて相談等を行う事業です。

【今後の方向性】

今後とも、全ての乳児を対象として実施して行きます。

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	85	84	84	83	82
確保の内容②	85	84	84	83	82
②-①	0	0	0	0	0

■養育支援訪問事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【今後の方向性】

関係機関との連携強化を図り、支援が必要な子どもや家庭への支援を実施していきます。

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	25	26	27	27	26
確保の内容②	25	26	27	27	26
②-①	0	0	0	0	0

■実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方針】

今後の実施に向け検討していきます。

(人／年)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み①	15	15	15	15	15
確保の内容②	0	0	15	15	15
②-①	▲15	▲15	0	0	0

6. 放課後子ども総合プランの推進について

いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型、又は連携型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を目的として、国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

本町では、この「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、運営委員会で具体的な実施方法等について検討し、実施に向けて取り組みます。

放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、地域の特性を活かし、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加する連携型を主として、平成31年度までに町内全小学校区において100%整備し、100%実施することを目指します。

なお、本町では全校区とも児童館で学童クラブ（放課後児童クラブ）が実施されており、希望する登録児童の受け入れ体制が整備されているところですが、「放課後子ども総合プラン」において学校施設の徹底活用が謳われていることから、小学校の余裕教室の利用などについて、今後の小学校の統廃合も視野に入れて検討してまいります。

共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が、放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動を楽しむことができるよう、それぞれの事業の活動スタッフの連絡会議等の場に関係所管課が相互に参加するなど情報共有・情報交換を行い、学童クラブ支援員と放課後子供教室コーディネーターの連携の強化・促進に努めます。

第5章 分野別施策の展開

第5章 分野別施策の展開

1. 施策体系

基本理念：「子どもを生み育てることを喜び、悩みを共に分かち合い、支えあえる町」

■子ども・子育て支援事業

- 学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

■次世代育成支援

<基本目標1>地域における子育て支援の充実

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成の取組の推進
- (5) 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進
- (6) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援
- (7) 職業生活と家庭生活の両立の促進

<基本目標2>乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

- (1) 子どもや母親の健康確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期対策の充実
- (4) 小児医療の充実

<基本目標3>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備
- (3) 子どもをとりまく有害環境対策の推進

<基本目標4>子どもの人権擁護と安全・安心の確保

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 良質な住宅の確保
- (5) 子どもの防犯対策・交通安全確保の推進

2. <基本目標1>地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
乳児家庭全戸訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭に対し、助産師及び保健師による家庭訪問(新生児訪問時)を実施し、身体や精神面での相談を受ける等、母性及び乳児の健康保持及び増進を図ります。	保健福祉課
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要である家庭に訪問し、安定した児童の養育が可能となるよう支援します。	保健福祉課
ざおう子育てサポート事業	協力会員と依頼会員による相互援助事業で、子育て家庭における子どもの一時預かりや育児に関する相談などを行うことにより、地域の中で安心して子育てができる環境を整えます。今後は協力会員の養成と町民への周知を図り、預かりなどが必要な時に利用できるよう体制作りを目指します。 預かる子ども:生後3ヶ月の乳児から小学校6年生 預かる時間:8時から18時までの必要な時間 (その他の時間は相談によります。) 料金:一人1時間500円	保健福祉課
子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育てについての相談、子育て広場の育成支援、子育てについての情報提供、子育て支援講習会の開催等を、他機関との連携を図りながら継続して実施します。 常設の親子が集まるひろばの設置検討を続け、地域の親子が気軽に集いうち解けた雰囲気の中で語り合える交流の場の提供に向けて取り組みます。	保健福祉課
子育て広場事業	5地区の児童館において子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流を図る子育て広場の充実に向けて支援します。 現状は地域により利用に差がみられますが、今後は育児サークルの合同開催など、大人数が集まられるように工夫して取り組みます。	児童館

(2) 保育サービスの充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
通常保育事業	<p>保護者が就労している等、保育を必要とする乳幼児に、保育所入所を実施し、家庭や地域社会と連携をとりながら乳幼児の健全な心身の発達を図ります。</p> <p>宮保育所と永野保育所2か所において、4月1日現在で6ヶ月児から、5歳児まで入所しています。</p> <p>開所時間：7時30分から18時 保育時間：8時30分から16時30分</p>	保育所
延長保育事業	<p>保育所開所時間は、平成26年度現在で7時30分から18時まで実施しています。</p> <p>18時以降の延長保育を住民ニーズと子どもの状況を考慮した上で検討し、平成28年実施を目指していきます。</p>	保育所
休日保育、夜間保育、病児・病後児保育	<p>休日、夜間、病児・病後児保育は実施しておらず、今後、住民ニーズや子どもの状況を考慮しつつ、実施については検討が必要です。</p> <p>現状で休日、病児・病後児保育が必要な場合は、「ざおう子育てサポート事業」の充実により対応し支援していきます。</p>	保健福祉課
幼稚園における預かり保育	<p>永野幼稚園において、幼稚園の教育課程に係る教育時間の終了後に、教育活動を実施していきます。</p> <p>長期休業期間の預かり保育は平成27年度から実施します。</p>	幼稚園
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	<p>児童館において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童に対して、生活の場や遊びを提供し、その健全な育成を図ります。</p> <p>小学校区ごとにある5か所の児童館において実施します。</p> <p>また、長期休業期間の開所時間を早めるなど利便性の向上に取り組み、平成27年度から実施します。</p>	児童館

(3) 地域における子育て支援のネットワークづくり

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
ネットワークづくり	子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供や収集できる機会をつくり、情報共有を通じて子育て支援に結びつける体制の強化に努めます。	保健福祉課
子育て支援の啓発活動	地域全体で子育てる意識啓発に努めます。 ・地域組織活動連絡協議会(母親クラブ) ・子ども会育成会連合会	保健福祉課
子育て情報の提供	地域の中で子育て支援に関わっている関係機関や団体等と連携し、地域の子育て支援に関する情報を収集し、子育て家庭が気軽に幅広い情報を入手できるような情報発信体制の整備に努めます。	保健福祉課

(4) 児童の健全育成の取組の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
児童健全育成事業	児童館において、健全な遊びを通して児童の心身の成長、育成を支援します。母親クラブや子ども会育成会などの地域活動を支援し、地域全体で子育てすることの啓発を推進します。	児童館
地域組織活動(母親クラブ)育成事業	地域における親子及び世代間交流、文化活動、児童養育に関する検収活動、児童の事故防止活動等、児童福祉の向上に寄与する活動を展開する地域組織活動の促進を図ります。 児童館を拠点に5つの母親クラブが活動を推進しています。	児童館
子ども会育成会事業	子ども会インリーダーとしての集団生活のルールやマナー、助け合いの精神を学びます。 子ども会を指導するジュニア・リーダー、成人指導者の知識、技術の習得を図り、子ども会活動の支援を促進します。 今後は地域を含めて、関係機関・団体などとの連携も目指していきます。 ・インリーダー合宿研修会 ・ジュニア・リーダー研修会	生涯学習課 児童館

(5) 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
世代間交流活動	子育て支援に関する施策を実施している関係機関や子育て支援に関わっている団体等で地域の高齢者が参画する活動を展開し、地域に伝わる伝承遊びや伝統行事、ものづくり、野菜作り等の体験や会食を通じて交流を図ります。	保育所、幼稚園、学校、児童館、生涯学習課

(6) 子育てにかかる経済的な負担に対する支援

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
児童手当給付事業	子育て家庭の経済的支援をすることにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健全育成および資質の向上に資することを目的に、中学校3年生終了前の子どもを養育する者に対して手当てを支給します。	保健福祉課
児童扶養手当給付事業	父または、母と生計を同じくしていない子どもを育てる家庭の生活安定と自立促進を目的に手当てを支給します。	保健福祉課
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいのある20歳未満の児童の福祉向上を目的に手当てを支給します。	保健福祉課
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して援助をして、就学の環境を整えます。 学用品及び通学用品費・新入学児童生徒学用品費・学校給食費等	教育総務課
乳幼児紙おむつ券事業 ※町単独事業	本町で出生した乳児を養育している家族に、紙おむつ購入券を交付し、経済的負担の軽減を図ります。 4,000円券12枚(出生届と4ヶ月健診時に6枚ずつ)	保健福祉課
すこやか子育て支援事業 ※町単独事業	保護者に対し助成金を支給して子どもの出生を祝福し、児童の健全なる育成と、地域の活性化を促すことを目的に継続して実施します。 3ヶ月以上町内に住所を有し、定住を前提にする保護者が第3子以降の子を出生した場合、町内に住所を有している時に出生した子の人数が1人であるときは10万円、2人であるときは30万円、3人以上であるときは50万円を支給します。	保健福祉課
あつたか支援事業 ※町単独事業	父もしくは母がいない児童及びこれに準ずる事情にある児童について、支援金(年額5万円)を支給し、児童の健全な育成と福祉の向上を図ります。 児童とは、12歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子で、蔵王町内に引き続き1年以上居住している者です。	保健福祉課

(7) 職業生活と家庭生活の両立の促進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
広報誌等による啓発活動	男性を含めた働き方の見直しや育児休業の取得等を図るための広報・啓発等の推進をしていきます。 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備や、男性の育児参加を図っていきます。	保健福祉課

3. <基本目標2>乳幼児及びその保護者の健康の確保・増進

(1) 子どもや母親の健康確保

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
母子健康手帳交付	妊娠期より、保健師等の相談機関を知つてもらい安心して出産・育児ができるよう、また健康管理に努められるよう、母子健康手帳を交付し相談を受け必要な支援をします。 毎週月曜日	保健福祉課
妊婦一般健康診査 (医療機関委託)	妊婦健診(14回)の助成を行い、妊婦期の健康管理に努め、安全な出産を支援します。今後は、助成の増額を検討していきます。 助成券 初回 22,790円 12~35週:6,000円×9回 36~39週:8,000円×4回	保健福祉課
新生児訪問事業	生後28日未満の新生児家庭を訪問し、養育上必要な事項を指導し、適切な保育を促します。 また、産婦においては、産後の身体的、精神的健康管理を図るとともに安心した気持ちで育児ができるよう支援します。 実施率100%を目指します。	保健福祉課
乳児健康診査 (医療機関委託)	2ヶ月児と8ヶ月児の健康診査無料受診券を交付し、医療機関において乳児の疾病等の早期発見を行い、乳児の健康の保持及び増進を図ります。 現状では8ヶ月児の健康診査の受診率が低いため、周知を図り受診率の向上を目指します。	保健福祉課
4ヶ月児健康診査	身体発育、精神・運動機能発達について健診し、疾病等の早期発見し、発育、栄養、生活、育児について適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。 年8回	保健福祉課
1歳6ヶ月児健康診査	身体発育、精神発達について健診し、疾病等の早期発見、適切な指導を行い幼児の健康の保持及び増進を図ります。 年6回	保健福祉課
2歳6ヶ月児歯科健康診査	主に歯および口腔内疾病の早期発見、早期治療を促し、フッ化物の無料塗布などで幼児の歯の健康増進を図るとともに、生活習慣の自立や幼児の栄養、育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。また、1歳6ヶ月健診と3歳6ヶ月健診に比べて受診率が低いため、周知・啓発など受診率向上に取り組みます。 年6回	保健福祉課
3歳6ヶ月児健康診査	幼児期の身体発育、精神発達について健診し、疾病等の早期発見、適切な指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。 年6回	保健福祉課
妊婦・乳幼児健康診査	来所者の希望に応じて、身体計測、個別相談(発達、栄養、育児、予防接種、歯磨きなど)その他遊び場・情報交換の場を提供し子育て支援を行います。 毎月1回	保健福祉課
幼児健診フォローアップ教室	各種健診・相談等において発達の経過観察が必要な幼児や、育児不安を抱える保護者等を対象として、親子遊びや個別相談を行い支援していきます。	保健福祉課

(2) 「食育」の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
食育推進事業	<p>「蔵王町食育推進計画」(平成22年度から29年度)に基づき、蔵王町の豊かな自然を生かし、子どもから大人まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事作り等の体験活動等を、家庭や学校、地域、関係機関が連携し取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蔵王の食や健康に関する正しい知識、望ましい食習慣を身につけ健康な食生活を実践できる。 ・家族や仲間と一緒に食事や料理を楽しみ、人とのつながりを深める。 ・食の安全のための知識を身につけ、食材を選び食べる。 ・地元の食材を使った食文化を学び伝える。 ・心身の健康と、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育む。 <p>スローガン:「30(ざおう)日は、蔵王ごはんで、家族団らん」</p>	保健福祉課

(3) 思春期対策の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
思春期保健対策	町内の学校との連携を取りつつ、地域における「生」に関する学習会等を実施し、正しい知識の普及に努めます。	保健福祉課

(4) 小児医療の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
子ども医療費助成事業	<p>子どもの医療費の自己負担分を助成することにより、子どもの適切な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。</p> <p>0歳から中学校3年生まで:出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの。</p>	町民税務課

4. <基本目標3>子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成・家庭や地域の教育力の向上

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生と乳幼児のふれあい体験の充実を図り、「生」に関して学習し子育ての意義や大切さを理解できるよう支援します。	保健福祉課
地域・家庭と学校との連携協力による学校の活性化	学校評議員の設置:地域社会からの支援・協力を得て、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進し、地域社会と一体となって、学校が抱える教育課題に対処していきます。	教育総務課
幼稚園教育プログラムの策定	幼稚園児同士のふれあいを重視し、楽しみ共感しあう体験を推進します。心身の調和と発達段階に応じた社会性と基本的生活習慣を身につけさせます。家庭や地域、幼稚園、保育所、児童館、小学校等の連携と充実強化に努めます。	教育総務課
教育講演会	家庭教育力の向上を図るため家庭や親の役割について考える講演会を企画・実施します。 (母親クラブ、PTA、子ども会育成会、町教育委員会、青少年育成推進指導員と共に)	生涯学習課
親子による交流・自然体験学習の開催	人や自然とのふれあいを通して、人との交流や自然体験の楽しさを知り、命や自然への関心を深め、ゆたかな感性を身につけることを目的に、一般町民(対象者)の意見を参考しながら企画・開催していきます。	生涯学習課
公民館事業	教育、学術、文化に関し、楽しめる事業を企画・開催し、教養の向上、健康の増進、豊かな情操を培う機会の充実を図ります。	生涯学習課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
学力向上サポートプログラム事業	学力向上に取り組む学校を指定し、県の指導主事等によって構成するチームが継続的、個別的に直接支援すると共に、その成果及び学校改善事例を普及し、教員の指導力の向上と児童生徒の学力向上を図っていきます。	教育総務課
家庭学習の手引き作成	小・中学生に家庭学習の手引きを作成して配布し、家庭での学習の充実を図ります。	教育総務課
学校支援地域本部事業	学習ボランティアの活用による学習機会の充実を図ります。	生涯学習課
小中学校生徒指導対策	生徒指導問題対策会議を開き、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の問題行動への対処について考え支援していきます。	教育総務課
教育相談員の配置	教育委員会に教育相談員を配置し、各中学校のスクールカウンセラーと連携のもと、よりきめ細やかな指導体制を整えていきます。	教育総務課
情報教育の推進	各小・中学校にパソコン教室を整備し、教育に活用することで情報教育の充実を図ります。	教育総務課

(3) 子どもをとりまく有害環境対策の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
有害情報やいじめに対する環境対策事業	<p>生徒指導の中で、インターネット上の有害情報やいじめに関してのあり方を指導します。スクールカウンセラーにより、生徒、教諭、保護者の相談に応じ、支援していきます。</p> <p>PTAの会合や講演会や会報等で保護者向けに情報提供や防止に向けた啓発を継続して実施します。</p>	教育総務課
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	スクールガードリーダーの養成・配置を検討し、地域ぐるみのスクールガード組織の整備、登下校の安全指導、施設の巡視、安全・防災指導の拡充を図ります。	教育総務課
こども110番の家	住民の協力を得て、通学路沿線の民家に「こども110番の家」ののぼり旗を設置し、防犯意識の啓蒙及び犯罪の防止を図ります。	教育総務課

5. <基本目標4>子どもの人権擁護と安全・安心の確保

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
要保護児童対策事業 (蔵王町要保護児童対策地域協議会)	<p>子どもの健やかな成長を願い、各関係機関の連携のもと、虐待予防並びに虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護、啓発活動に向けた地域での取組を推進します。虐待等に関する研修会への参加や、開催により早期発見や支援の視点を高めて取り組みます。</p> <p>関係機関と連携し、母子保健事業や乳児全戸訪問事業、養育支援訪問事業の推進で児童虐待の予防、早期発見、支援を図っていきます。</p>	保健福祉課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
母子・父子家庭医療費助成事業	<p>母子・父子家庭及び父母のいない18歳までの子どもの家庭の親と子に対して医療費助成を行い、適切な受診機会の確保及び経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。</p>	町民税務課
あつたか支援事業 (再掲)	<p>父もしくは母がいない児童及びこれに準ずる事情にある児童について、支援金(年額5万円)を支給し、児童の健全な育成と福祉の向上を図ります。</p> <p>児童とは、12歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子で、蔵王町内に引き続き1年以上居住している者です。</p> <p>他、個別に相談に応じて支援していきます。</p>	保健福祉課

(3) 障がい児施策の充実

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
障がい児通所支援 児童発達支援	<p>障がい児に対して、小集団の中での遊びを通して、子ども自身のもつ成長の可能性を引き出し、日常生活の基本動作の習得や集団生活に適応するための適切な指導や訓練のサービスを提供します。</p> <p>むつみ学園</p>	保健福祉課
障がい児通所支援 放課後デイサービス	<p>就学している障がい児を放課後や長期休業期間に預かり、障がい児とその家族の生活を支援します。</p> <p>白石陽光園「アサンテ」、あいのはな、ゆうちゃんち</p>	保健福祉課
地域生活支援事業 日中一時支援事業	<p>障がい児の居場所と家族への休息を支援するため、日中一時的に預かります。</p> <p>白石陽光園「アサンテ」、あいのはな</p>	保健福祉課
障がい児保育事業	保育所・幼稚園において、心身に軽度の障がい等を有する子どもを一般の子どもとともに集団の中で保育します。	保健福祉課、教育総務課

(4) 良質な住宅の確保

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
町営住宅入居予定者の決定の特例	町営住宅の入居申込者のうち20歳未満の子を扶養する寡婦その他の規則で定める者で速やかに町営住宅に入居することを必要としているものについて、優先的に入居予定者として決定することができる制度を継続して実施します。	建設課

(5) 子どもの防犯対策・交通安全確保の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	主体
交通安全教育の推進	幼児及び保護者に対して、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底など、交通安全の呼びかけと啓発リーフレットの配付を行い、交通安全意識の高揚に努めます。 今後は、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を検討していきます。	総務課
	幼稚園及び小学校ごとに、警察駐在所員や交通指導隊員の協力を得て、「正しい道路通行や自転車の乗り方」等の交通安全教室を開催します。(各園・小学校年1回以上開催)	総務課
交通安全広報の推進	道路交通のマナー向上のために、年間を通して広報車による呼びかけを行うほか、交通安全運動時に広報紙等に記事を掲載し、交通事故防止に努めます。	総務課
交通安全物品の配付	交通安全推進団体と共同で、幼稚園・保育園等の新入園児及び小学校入学児童に交通安全物品の配付を行います。 新入園児 黄色い帽子、リーフレット 新入児童 黄色い帽子、ランドセルカバー、リーフレット	総務課
交通安全施設等の整備	児童・生徒の通学路等の安全点検を実施して、ガードレールやカーブミラー等の整備を図ります。	総務課
「子ども110番の家」等緊急避難所の設置促進	「子ども110番の家」を地域の通学路付近に依頼し、のぼり旗を設置。緊急避難所を知らせると共に、不審者ガードの効果をもたせる取組を継続して行います。	教育総務課
防犯用品の配付	小学校入学児童に防犯ブザー及びランドセルステッカー等の防犯用品の配付を行い、登下校時の安全確保に努めます。	総務課
防犯パトロールの実施	子どもの安全を守るため、防犯協会、PTA等の協力を得て、登下校時及び長期休業期間のパトロールを実施します。 また、各学校へ「スクールガードリーダー」の配置を検討し、登下校の立会い、学校内外の巡回及び報告やアドバイス、防犯教室等の講師として啓発活動の実施を目指します。	総務課、 教育総務課
防犯広報の推進	自主防犯及び地域ぐるみの防犯に関する啓発チラシ等を全戸配付し、防犯に対する家ごと、地域ごとの連帯意識の高揚に努めます。	総務課
防犯灯の設置及び管理	夜間の通行の安全確保と犯罪防止のため、行政区等の支援を受け、防犯灯の設置及び維持管理を図ります。	総務課
警察と学校等の関係機関とのアクセスネットワーク等の構築	不審者情報等は警察から教育総務課に入り、その情報を関係機関に知らせるシステムを運用しており、今後も正確で迅速な情報提供に努めます。	教育総務課

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進に向けて

(1) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して周知を図っていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

(2) 関係機関等との連携・協働の強化

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。町は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(3) 庁内などの連携強化

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、関係各課などとの幅広い連携を図り、また、庁内だけでなく、警察や消防、教育機関、宮城県などとも協力体制を構築し、計画を推進していきます。

2. 計画の進捗管理・評価について

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を「蔵王町子ども・子育て会議」において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、以下の図の様にPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。



資料編

資料編

1. 子ども・子育て会議設置条例

○蔵王町子ども・子育て会議条例

平成25年6月11日
条例第18号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、蔵王町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第4条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員が委嘱された後、最初の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを聞くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(蔵王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 蔵王町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年蔵王町条例第50号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

2. 子ども・子育て会議委員名簿

番号	氏名	所属団体・役職名	区分	備考
1	伊藤 理恵	平成25年度 永野保育所 保護者会会长	子どもの保護者	
2	伊藤 弘子	平成25年度 遠刈田幼稚園 保護者会会长	子どもの保護者	
3	佐藤 清悦	株式会社 クレオ 代表取締役 社長	事業主を代表するもの	
4	高橋 英樹	株式会社 ザオ一電子 社長	事業主を代表するもの	
5	奥野 光正	宮幼稚園 園長	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	会長 (H25.10.7～H26.3.31)
6	堀川 達也	永野幼稚園 園長	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	会長 (H26.4.1～H27.3.31)
7	我妻 直子	たんぽぽ保育園 園長	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	
8	武田 英子	元小学校 養護教諭	子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	
9	佐藤 ゆり	元保育士	子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	副会長
10	日下 ゆり子	主任児童委員	その他 町長が適当と認める者	
11	高木 美江	むつみ母親クラブ会長	その他 町長が適当と認める者	H25.10.7～H26.3.31

※備考欄に特に記載のない委員の任期は、平成25年10月7日から平成27年3月31日まで

3. 計画策定の経過

年	月日	内容
平成25年	10月 7日	平成25年度 第1回子ども・子育て会議 議題:子ども・子育て支援制度について など
	11月中旬 ～下旬	子育て支援に関する調査(アンケート調査) (対象 就学前児童:587名、小学校1～3年生:293名)
平成26年	2月28日	平成25年度 第2回子ども・子育て会議 議題:子育て支援に関する調査結果報告について など
	6月25日	平成26年度 第1回子ども・子育て会議 議題:蔵王町子ども・子育て支援事業計画骨子案について など
	8月12日	平成26年度 第2回子ども・子育て会議 議題:各種事業の基準、蔵王町子ども・子育て支援事業計画について など
	10月23日	平成26年度 第3回子ども・子育て会議 議題:蔵王町子ども・子育て支援事業計画について など
	11月20日 ～ 12月15日	蔵王町子ども・子育て支援事業計画素案のパブリックコメント実施
平成27年	1月26日	平成26年度 第4回子ども・子育て会議 議題:答申について



蔵王町
子ども・子育て支援事業計画

発行 蔵王町 保健福祉課
〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北 10
TEL 0224-33-2003



蔵王町観光PRキャラクター
ざおうさま

蔵王町 子ども・子育て支援事業計画



〒989-0892 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10
TEL:0224-33-2211(代表) FAX:0224-33-4159